

令和6年八幡市議会第2回定例会
請 願 文 書 表

受理年月日	令和6年6月5日	受理番号	第3号
請願者 住所・氏名	京都府八幡市橋本栗ヶ谷44-56 八幡市社会保障推進協議会共同代表 府金隆清 森下秀一 藤本枝乃子		
件名	国に対し「訪問介護の報酬引き下げ撤回と、介護労働者の全産業平均の賃金保障を求める意見書」の提出を求める請願		
紹介議員	巖 博		

請願趣旨

3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられました。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせない重要なサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき議会として意見書の提出を決議していただくよう請願します。

請願項目

次の2項目について国に対して意見書を提出すること。

1. 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。
2. すべての介護労働者に対して、全産業平均の賃金保障を制度化すること。